義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1898号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第１条　義務教育等教員特別手当に関する規則（規則第６－661号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（義務教育等教員特別手当の月額） **第４条**　義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。	（義務教育等教員特別手当の月額） **第４条**　義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。
(1)　一般職員給与条例第27条の５第１項に規定する職員で一般職員給与条例別表第３ロの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の４第１項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第１ロの表の適用を受けるもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とす	(1)　一般職員給与条例第27条の５第１項に規定する職員で一般職員給与条例別表第３ロの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の４第１項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第１ロの表の適用を受けるもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは

る。以下同じ。)に対応する別表第１に掲げる額 (2)～(7)　(略) 附　則 (施行期日等) １～３　(略) (一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の支給額) ４　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第４条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。	第２項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第１に掲げる額 (2)～(7)　(略) 附　則 １～３　(略)

第２条　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。)附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)に対する改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。)第４条の規定の適用については、別表第１の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第１号及び第６号に規定する別表第１に掲げる額と、別表第２の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第２号から第５号まで及び第７号に規定する別表第２に掲げる額とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の規則第４条の規定を適用する。